

令和8年度「ひょうご食育月間」実施要綱

1 趣旨

食育を推進するためには、県民一人ひとりが食に関する判断力や実践力を育むこと、また、社会全体で「食」について考え、よりよい食生活を実現できる環境を育てることが求められている。

そこで、県民の食育への関心や実践力を高めるため、食べ物を通じて実りの季節を感じ、農産物の恩恵への感謝の気持ちを育むきっかけとなる10月を「ひょうご食育月間」と設定し、県、市町、関係団体等が、食育活動を重点的かつ効果的に展開する。

2 実施主体

兵庫県

3 実施期間

令和8年10月1日（木）から令和8年10月31日（土）まで

4 重点事項

「食で育む元気なひょうご“実践の「わ」を広げよう”」
～「人の輪（わ）、和食文化の和（わ）、環境の環（わ）」の3つの「わ」を支える食育実践をめざそう～

※ 朝・昼・夕と、私たちが毎日食べる食事は、空腹を満たすためだけではなく、健康を考えた体に必要な栄養を補給する、食卓に並ぶ食材や料理に興味・関心を持つ、会話を楽しみ社会性やマナーを身につける、作った人への感謝や一緒に食べる人への配慮など、思いやりの心を育みます。

家族や友人と食事をする、主食・主菜・副菜のそろった食事を意識する、環境に配慮した食育実践に取り組むなど、令和の新時代にふさわしい食育推進の実現に向け、「人の輪（わ）、和食文化の和（わ）、環境の環（わ）」の3つの「わ」を支える食育実践をめざしましょう。

特に、新たな生活スタイルにより、家庭で食事をする機会が増加したと見込まれることから、家庭での食生活改善の重要性を見直しましょう。

5 内容

（1）県

- ア 食育絵手紙コンクールの表彰・普及啓発
- イ 広報媒体等による月間の広報活動
- ウ 食育月間普及啓発ポスターの作成
- エ 市町や関係団体等の食育事業の支援

（2）市町・関係団体

関係機関・団体等との連携を密にし、広報媒体を活用する等、本事業の積極的な広報活動を行うとともに、食育に関する各種事業を実施する。